

著作権について

著作物

「著作権者の権利」によって「保護」されているもの
(著作権者に無断でコピーなどをしてはならないもの)

思想又は感情を創作的に表現したもの
「単なるデータ」「アイディア」「工業
製品」等は著作物ではない。

言語，音楽，舞踊・無言劇
美術，建築，地図・図形
映画，写真，プログラムなど

著作者

- 「著作物」を創作した人
- 「著作者人格権」と「著作権（財産権）」を有する。
創作された時点で自動的に付与（無方式主義）

- ・ 著作人格権は，譲渡及び相続が不可能である。
- ・ 著作権は，譲渡及び相続が可能である。

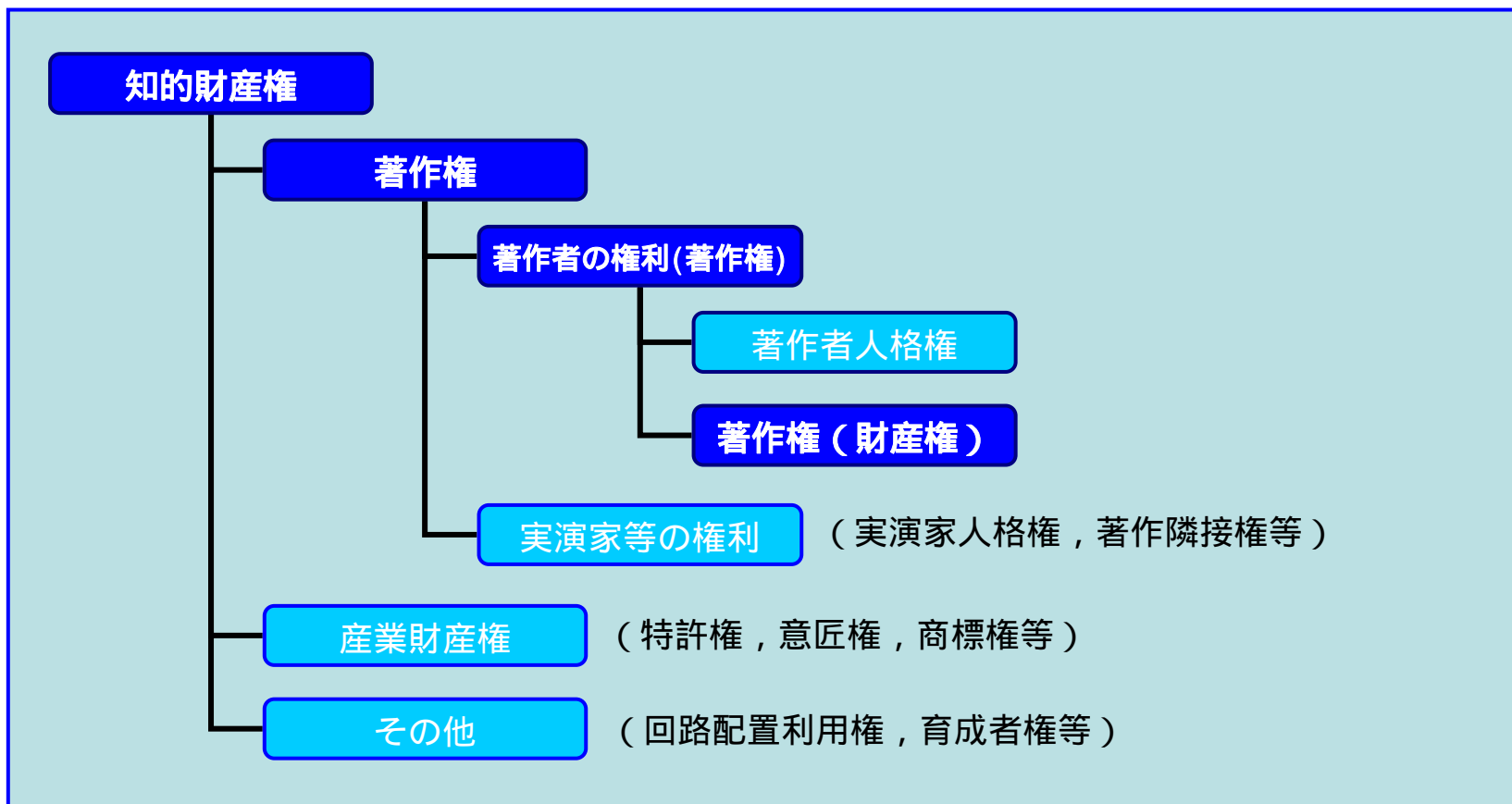
著作権の目的とならない著作物

国民に広く開放して利用されるべきもの

- 憲法その他の法令
- 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示，訓令，通達
- 裁判所の判決，決定，命令など
- 上記の翻訳物や編集物で，国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

知的財産権について

知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される「他人に無断で利用されない」権利



著作人格権

著作者が精神的に傷付けられないようにするための権利

- ・ 公表権(第18条)
〔無断で公表されない権利〕
- ・ 氏名表示権(第19条)
〔名前の表示を求める権利〕
- ・ 同一性保持権(第20条)
〔無断で改変されない権利〕

保護期間：(原則として)著作者の生存中

著作権（財産権）

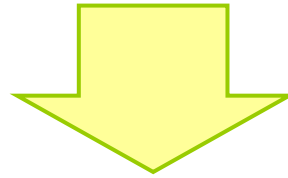
著作者の財産的利益を守るための権利

- ・複製権（第21条）
- ・上演・演奏権（第22条）
- ・上映権（第22条の2）
- ・公衆送信権・公の伝達権（第23条）
- ・口述権（第24条）
- ・展示権（第25条）
- ・頒布権・譲渡権・貸与権（第26条）
- ・二次著作物の創作権（第27条）
- ・二次著作物の利用権（第28条）

保護期間：創作のときから著作者の死後50年間

著作物の利用

著作物を利用する際は，著作権者から著作物の利用について**許諾**を受けなければならない。（第63条）



著作権法では**一定の条件を満たす場合**には，その著作者の許諾を得なくても，その著作物を自由に利用することを認めている。

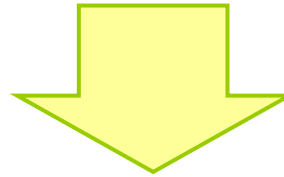
著作権の制限(第30条～50条)

著作権の制限（権利制限規定）

- ・私的使用のための複製（第30条）
- ・図書館等における複製（第31条）
- ・引用（第32条）
- ・検定教科書等への掲載（第33条）
- ・学校教育番組の放送等（第34条）
- ・学校その他の教育機関における複製・公衆送信（第35条）
- ・試験問題としての複製・公衆送信（第36条）
- ・点訳のための複製等（第37条）
- ・非営利・無料の場合の上演等（第38条）
- ・美術品，写真の原作品の所有者による展示（第45条）
- ・屋外設置の美術品，建造物の利用（第46条）
- ・美術展の小冊子の製作に伴う複製（第47条）
- ・プログラムの所有者による複製等（第47条の2）

権利制限規定について

著作者の権利（第21条～28条）が，例外的に制限される。



- ・ 目的外使用については，改めて複製の許諾を得る必要がある。（第49条）
- ・ 著作者人格権については，制限を受けない。（第50条）

学校その他の教育機関における複製

著作権法第35条第1項

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作物の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

引用

著作権法第32条第1項

公表された著作物は，引用して利用することができる。この場合において，その引用は，公正な慣行に合致するものであり，かつ，報道，批評，研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

「公表された著作物」

「引用して利用すること」 明瞭区別性

「公正な慣行に合致する」 必然性，出所の明示

「目的上正当な範囲内」 主従の関係

「明瞭区別性」を満たすためには・・・

言語の著作物の場合

引用文をカギカッコで括る

引用文の先頭を一段落落とす

引用文の字体を変える

など

図表，写真，絵画の著作物の場合

引用箇所付近に出典を明記する

など

「出所の明示」の具体的内容は・・・

書籍の場合

書名，作品名，著作者名，出版社名，発行年

雑誌・新聞の場合

掲載紙誌名，記事・論文名，著作者名，発行年月日

授業を受ける者による複製は，授業を担当する者がその指導を行う。

学校における著作権について学ぶために・・・

「学校における教育活動と著作権」

文化庁長官官房著作権課

「学校その他の教育機関における著作物の複製
に関する著作権法第35条ガイドライン」

著作権法第35条ガイドライン協議会

「学校教育現場での著作権に関するQ&A」

日本弁理士会近畿支部等

著作権について何か困ったら・・・

文化庁

URL <http://www.bunka.go.jp/>



「著作権テキスト

～初めて学ぶ人のために～
文化庁長官官房著作権課

END

